

令和7年12月高浜市議会定例会会議録（第4号）

日 時 令和7年12月5日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

- 日程第1 議案第68号 高浜市税条例及び高浜市都市計画税条例の一部改正について
- 日程第2 議案第69号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第70号 高浜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第4 議案第71号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について
- 日程第5 議案第72号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について
- 日程第6 議案第73号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第8回）
- 日程第7 議案第74号 令和7年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）
- 日程第8 議案第75号 令和7年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第4回）
- 日程第9 議案第76号 令和7年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
- 議案第77号 令和7年度高浜市水道事業会計補正予算（第2回）
- 議案第78号 令和7年度高浜市下水道事業会計補正予算（第2回）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 橋本友樹  | 2番  | 荒川義孝  |
| 3番  | 神谷直子  | 5番  | 野々山啓  |
| 6番  | 今原ゆかり | 7番  | 福岡里香  |
| 8番  | 岡田公作  | 9番  | 長谷川広昌 |
| 10番 | 北川広人  | 11番 | 鈴木勝彦  |
| 12番 | 柴口征寛  | 13番 | 倉田利奈  |
| 14番 | 黒川美克  |     |       |

欠席議員

な し

説明のため出席した者

|                  |         |
|------------------|---------|
| 市 長              | 杉 浦 康 憲 |
| 副 市 長            | 深 谷 直 弘 |
| 教 育 長            | 岡 本 竜 生 |
| 企 画 部 長          | 野 口 恒 夫 |
| 総合政策グループ主幹       | 原 田 優   |
| 秘書人事グループリーダー     | 京 極 昌 彦 |
| DX推進グループリーダー     | 東 文 彦   |
| 総 務 部 長          | 杉 浦 崇 臣 |
| 財務グループリーダー       | 平 川 亮 二 |
| 市 民 部 長          | 岡 島 正 明 |
| 福 祉 部 長          | 竹 内 正 夫 |
| 地域福祉グループリーダー     | 岩 崎 和 也 |
| 地域福祉グループ主幹       | 角 谷 権   |
| 介護障がいグループリーダー    | 藤 克 幸   |
| 福祉まるごと相談グループリーダー | 野 口 真 樹 |
| 健康推進グループリーダー     | 中 川 幸 紀 |
| こども未来部長          | 磯 村 順 司 |
| こども育成グループリーダー    | 板 倉 宏 幸 |
| 文化スポーツグループリーダー   | 鈴 木 明 美 |
| 都 市 政 策 部 長      | 杉 浦 睦 彦 |
| 学校経営グループリーダー     | 清 水 健   |

職務のため出席した議会事務局職員

|             |           |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 内 藤 克 己   |
| 主 任         | 立 花 容 史 枝 |
| 主 事         | 大 岡 靖 治   |

議事の経過

○議長（神谷直子） 皆様、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほど、お願い申し上げます。

---

午前10時00分開議

○議長（神谷直子） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりです。  
なお、質問者及び答弁者においては、質疑、答弁は議題外に及ばないよう、簡潔なる質疑、答弁に御協力をお願い申し上げます。

---

○議長（神谷直子） 日程第1 議案第68号 高浜市税条例及び高浜市都市計画税条例の一部改正について、総括質疑を行います。

質疑の通告はありませんでしたので、これにて質疑を終結いたします。  
本議案については、総務建設委員会に付託いたします。

---

○議長（神谷直子） 日程第2 議案第69号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について、総括質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 就学援助費及び特別支援教育就学援助費につきまして、保護者が申請手続をする場合、この条例の制定後において、申請上、何か変わることがあるのかどうかという確認。  
それから、教育委員会が今後個人情報の取得が容易になると考えられるんですが、この条例を基に、内部における運用、何か運用の変更とか、そういったものをされるのかどうか。

それから、就学援助費につきましては、4月入学の児童生徒を対象とする保護者の方には、前もって申請とかが出てくるかと思うんですけど、これを見ると公布の日から施行ということなので、すぐにこれ、そういったことについても順次、この条例に基づいた運用がされていくのか、教えてください。

○議長（神谷直子） 学校経営グループ。

○学校経営G（清水 健） 今回のシステムの標準化に伴いまして就学援助費と特別支援教育就学奨励費につきましては、市民の方の手続上の変更点はございません。

また、個人情報の運用なんですが、今の申請書の中にこういった個人情報を教育委員会が確認することの同意をいただく様式となっております。

あと、いつからシステムを運用するのかという御質問でございますが、今の予定ですとこのシステムにつきましては、令和8年度から運用する予定をしております。

○議長（神谷直子） ほかに。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） ちょっと1点御答弁がなかったのと、あと個人情報の同意をもらう、いわ

ゆるこの個人情報、いただいた個人情報を基に市長部局のほうに、本当にその就学援助の対象かどうかというところの確認のための情報を取りに行くと思うんですけど、今までは多分個人情報の同意をこれによっていただきますみたいな、どういう文章がよく分かりませんが、昔は何かレ点とか打ってたような気がするんですけど、そういったことは、今後そういった文言は完全になくなるっていうことになるんでしょうか。

それから、今、令和8年度から始まるってことなんですけど、多分、新入学の方についてもこの条例を適用される。そうすると、多分、今年度に出てくる場合もあるかと思うんですけど、どうなんでしょうか。

○議長（神谷直子） 学校経営グループ。

○学校経営G（清水 健） 個人情報の関係でございますが、こちらは申請書に、先ほど申し上げたとおり教育委員会が確認することの旨を様式の中に入れておりますので、こちらの様式を変えることは行いません。

それと、システムの運用でございますが、今の既存のシステムを併用しながら新しいシステムを運用していくってことで、運用上、新システムは令和8年度から行う予定をしております。

○議長（神谷直子） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） これをもって、質疑を終結いたします。

本議案については、福祉文教委員会に付託いたします。

---

○議長（神谷直子） 日程第3 議案第70号 高浜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、総括質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

11番、鈴木議員。

○11番（鈴木勝彦） お願いいたします。

この議案ですけど、令和8年度から全国市町村において、該当事業の実施が義務づけられましたけども、概要資料の中で、国の基準の内閣府令の部分について、まず詳細な説明をお願いしたいと思います。

○議長（神谷直子） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） まず、内閣府令第1号について、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準が定められているところ、基準の第2章において事業の規定がされています。

20条につきましては、乳児等通園支援事業の区分が定められています。乳児等通園支援事業、いわゆる誰でも通園制度については、一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業があることが規定されています。今回、当市が採用するのは一般乳児等通園支援事業となりま

して、いわゆる吉浜幼稚園の空き教室を利用したものとなります。

次に、21条の設備の基準の内容でございます。こちらは、一般型の乳児等通園支援事業を行う事業所の設備の基準を定めております。全部で8項目が規定されておりますが、代表的なものとして、乳児室またほふく室及び便所を設けること、また、乳児室の面積は1人につき1.65平米以上とすること、ほふく室の面積は3.3平方メートル以上とすること、乳児室及びほふく室には支援の提供に必要な用具を備えることなどが規定されております。

今回、高浜市独自の基準として、乳児室の面積は3.3平米以上と府令より厳しい独自条件としております。これ基準としております。これは愛知県が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に倣っているものでございます。ちなみに近隣市も県の条例に倣って設定すると聞いております。

22条の職員の内容でございます。22条は、一般型乳児等通園支援事業には保育士を置かなければならないと1項で規定しております。2項では、乳児はおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児、おおむね6人につき1人とし、そのうち半数は保育士とすると規定しております。そして、保育士数は2人を下回ってはならないとしております。3項では、従事者は専ら一般型乳児等通園支援事業に従事する者でなければならないと規定しております。ただ、保育所、幼稚園、こども園、その他施設の事業等が一体的に運営されている場合には、その施設の保育士の支援が受けることができるというふうに規定がされております。

25条の内容としましては、25条は余裕型の活用、余裕活用型乳児等通園事業を行う事業所の設備及び職員の基準が規定されているものでございます。

○議長（神谷直子） 11番、鈴木議員。

○11番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

今、吉浜幼稚園で実施されるということで説明がありましたけど、保護者への説明とか、それから周知方法をどのように考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（神谷直子） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） 制度の周知については、広報及びホームページ、LINE等を使って周知をしていきます。ただ、そのほか制度の趣旨を鑑み、この制度の趣旨っていうのは、いわゆるこの子育て世代、世帯のうち、今スポットと穴になっている世帯、いわゆる保育園に通っていない、幼稚園に通っていないような孤独を抱えている親御さんとか、不安を抱えている保護者さんの不安を解消するための制度としてこのこども誰でも通園制度っていうのがある中で、いわゆる伴走型の相談支援事業とか乳児家庭全戸訪問事業といった、いわゆるそういうスポットの方に接する機会のある事業の中でこの制度の周知をしていってもらおうと。ここ、こういうところありますので相談できますよというようなことをアナウンスしてもらおうと。ここととも、いわゆるこちらの利用している利用者の方のお子さんの育ちに関して、例えば、支援が必要だっていうよ

うなことがその中で分かることがあれば、それを踏まえて、いわゆるみどり学園とかそういうところも紹介していくような、育ちを助けていくような仕組みとしてこの制度を活用していくというような形で考えております。

○議長（神谷直子） ほかに。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） まず1点目として、これ条例の公布、これいつになる予定なんでしょうか。

それから、今の御答弁を聞いていると、結局、私は希望者であればいつでも誰でも通園制度かなと思ってたんで、通園できるのかなと思ってたんですけど、いわゆるそういった支援が必要とか相談で伴走型じゃないと高浜市としては通園を許可しないってことなんでしょうか。そのあたりの運用が全くちょっと分からないんですよね。何時から何時までやって、どういう状態で募集をして行くとかかそういう情報が全くないので、ちょっとこれ全然全体像が見えてこないの、分かる、ある程度もう把握はされてると思うので、そこはしっかり教えていただかないといけなかなっていうところと、あと、これ結局、委託なのか、直営なのか、どういった運用方法になるのか、教えてください。

○議長（神谷直子） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） まず、先ほどの御説明の中の伴走型とか支援の必要なお子さんに限定した利用なのかっていう御質問でございますが、誰でも利用ができるというようなものがございます。その中で、そういう利用者の中に支援が必要な子がいるよってことになったときに、つなげるような役割を持っているというような形になります。

また、公布でございますが、これ議決が、御議決いただいた日からということで、公布の日からというふうにさせていただいていると。ですので、公布、御議決いただいて速やかに公布の手続を行って、その日から適用していくという形になります。

あと、いわゆる直営なのか委託なのかでございますが、直営を考えてございます。

あと、今、予定している誰でも通園制度の何時から何時とか、何人の定員だということについては、まず高浜市では、午前9時から11時30分、午後1時から3時30分の1日2回に分けて利用を提供しまして、食事の提供はしないという形になります。

利用可能日につきましては、土日・祝日及び12月の29日から1月3日を除く、月曜日から金曜日を予定しております。

定員につきましては、午前5人、午後5人の1日10人の受入れを考えております。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 今の答弁で少し概要が見えてきたんですけど、5人、5人ってなると、やっぱりある程度人数が限られてくるかと思えます。高浜市にとって、この人数が全てこの5人のうちでやれていけばいいんですけど、やはりそうじゃなくて、例えば、10人、その日に午前中だ

けで申込みとかあったとかいろいろあると思うんですね。そうなってくると、多分、事前申込みが必要なのかなとか、そういう申込みの仕方とか申込み方法、そういったところはまだ決まっていないのかどうかというところと、あと一番重要なのが、これ保育士の確保なんですね。どの自治体もすごい保育士の確保に苦慮されているということなんですけど、今のところそういった問題はないのでしょうか。もう既に確保されていて、行っていけるっていうことになるんでしょうか、教えてください。

○議長（神谷直子） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） 申込みの方法が決まっているのかでございますが、こちら内閣府令が今出されておりました、今回の議会では間に合わなかったんですけども、3月議会のほうで条例を上程する予定でございます。事前申込みを行った上で認定をして利用してもらうというような形で進めるという形を考えております。

次に、保育士の確保でございます。保育士につきましては、こちら2名を充てなければならないというふうに決められておりました、高浜市においても2名を充てながらもいわゆる吉浜幼稚園のほうの正規職員のそのサポート、取りまとめ兼サポートとして設置した3人体制の中で常時2名が確保できるような対応を考えてございます。

保育士が足りるのかどうかという御心配いただいております。今現在も募集をかけている中で、応募がついた先日もございまして、確保に向けた取組がなされているふうに御理解いただければと思います。

○議長（神谷直子） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） ないようですので、これをもって、質疑を終結いたします。

本議案については、福祉文教委員会に付託いたします。

---

○議長（神谷直子） 日程第4 議案第71号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について、総括質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

11番、鈴木議員。

○11番（鈴木勝彦） お願いいたします。

この本議案の中に、国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度とありますけれども、この制度の内容を少しお聞かせ願いたいと思います。

○議長（神谷直子） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） まず、地域限定保育士っていうものがどういうものだったのかってことで、今までの内容について御説明させていただきます。

地域におけるいわゆる保育人材の確保が平成27年度に国家戦略特別区域に基づく特例措置として、地域限定で保育士と同様の業務を行うことを可能とする地域限定保育士制度というものが制定、創設されております。制度が創設された当時は、通常保育士試験の実施回数は年間1回だったんですが、その後、年間2回の実施の取組が広がり、平成29年度以降は、全ての都道府県において年間2回試験を実施しております。

ただ、それだけでは不足をしているというところで、いわゆる国家戦略特区の指定に基づいて、この地域限定保育士制度を活用している自治体がございます。これまで、神奈川県、大阪府、沖縄県、千葉県の成田市や仙台市において実施をされているものでございます。

○議長（神谷直子） 11番、鈴木議員。

○11番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

この改正で地域限定保育士設置の一般化に改正されるわけですが、この改正内容と理由と運用について、また説明をお願いしたいと思います。

○議長（神谷直子） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） 保育士人材の確保は全国的な課題であることから、特に不足するおそれがある地域については、集中的に保育人材の確保に取り組むことができるようにしたというのが今回の改正の趣旨でございます。

国家戦略特別区域法に基づく特例措置である地域限定保育士制度を一般制度化し、特定の都道府県または特定のまたは指定都市においてのみ、保育士と同様に業務を行うことができる資格制度を児童福祉法上に創設をしているものです。

この制度を活用しようとする都道府県等については、内閣総理大臣に申請をすることになります。内閣総理大臣が適当であると確認の上、認定をする。地域限定保育士としての登録後3年を経過した者のうち、地域限定保育士として一定の勤務経験、1年を経験している方は、申請によって全国で働くことができる通常の保育士の登録が受けられるという形になります。

こちら令和7年の10月からこの制度を実施されておまして、現在、三重県と滋賀県、大阪府、奈良県、岡山県、福岡県が認定をされてございます。

○議長（神谷直子） ほかに。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 今回の条例改正により、条例で定められている基準、この独自規定を除いて省令で定める基準とするとなっておりますが、現在、今時点の高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例と、この省令の違いがあれば、まず教えていただきたいのと、それから、これが今回乳児室の面積、本市条例が1人当たり3.3平方メートル以上となっておりますが、現在運用されている、高浜市において運用されている家庭的保育事業所、これは既に基準に合致されていると思いますが、そこの確認だけお願いしたいと思います。

○議長（神谷直子） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） 議案の概要の資料のほうでお示しさせていただいているもので、いわゆる乳児等の面積が省令では1.65平方メートルであるところを3.3平方メートル以上ということで条件を厳しくしているっていうところと、連携施設の確保については経過措置が省令、ブレですね、では定められていますが、高浜市としては、その開設をした時点で連携施設というものを設置するということの中で、こちらは適用していないと。

あと、離島の関係がたしか旧条例等では、府令のほうでは定められてはいますが、離島関係の取扱いについては、条例のほうではうたわれていなかったものとなります。

○議長（神谷直子） ほかに。

[発言する者なし]

○議長（神谷直子） 質疑もありませんので、これを。

[「答弁漏れ」と呼ぶ者あり]

○議長（神谷直子） 答弁漏れがありますか。

こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） 3.3平方メートル以上ということで、今の家庭的保育等がされているかということについては、適用されてございます。

○議長（神谷直子） それでは、これをもって質疑を終結いたします。

本議案については、福祉文教委員会に付託いたします。

---

○議長（神谷直子） 日程第5 議案第72号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について、総括質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

11番、鈴木議員。

○11番（鈴木勝彦） お願いいたします。

この条例の中に国の基準と市の参酌すべき基準とあるようなんですけども、どんな違いがあるのか、そしてこの違いによって運営上の影響がどのようにあるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（神谷直子） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） 実務を行うに当たり、人事異動により保育園・幼稚園から異動した保育士というのは省令で定められている県が行う研修を修了した者でないことから、国の基準では、放課後児童支援員としては文面の解釈上は位置づけられないです。

しかし、実務を行うに当たり支障を来すことから、国においても令和元年の5月31日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が成立して、令和2年4月から放課後児童クラブの人員配置基準等が参酌すべき基準に見直されておるも

のでございます。

国が示す放課後健全育成事業の実施要綱というものがございます。そちらにおいても、放課後児童支援員、補助員の要件として、職員の研修計画を定めた上で放課後児童の支援員としての業務に従事することとなってから2年以内に研修を終了することを予定している者と規定されており、高浜市の条例の内容に沿った内容となっております。ですので、児童クラブ勤務になった日の属する年度の翌年度の末日、2年ですね、の間に修了することを予定している者とする。逆に条例のほうで規定していることについては、運用上も国のほうの参酌する基準に沿った形で適用しているというところについても問題がないということになります。

○議長（神谷直子） ほかに。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） まず、この本市のこの独自規定、ここにつきまして、近隣自治体においてどのようになっているのか、教えていただきたいのが1点目です。

2点目としては、規定の期間中に、今2年なのかなと思ったんですけど、その採用された年と次の年まで、それに研修を修了する予定している者となっているんですけど、これ研修をもし修了しなかった場合ってどうなるのかなっていうのと、あと、また研修がどのような研修、多分決められた研修だと思うんですけど、どの程度の研修になるのかなっていうのと、例えば、その研修が年に何回行われているとか、そういったところまで分かればお願いしたいと思います。

○議長（神谷直子） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） これが条例のほうで定められている近隣市は、碧南市を除く各市が記載しております。いわゆる刈谷市、安城市、知立市ですね。本市も同様に見直し規定を定めて、同様に見直した規定を定めてございます。

あと、具体的な研修の内容につきましては、現在資料を持ち合わせておりませんので、答弁のほうは差し控えさせていただきます。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

〔「…しなかったな、はい。議長、こども育成グループ。」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） 2年経過しても研修が受けられなかった場合の件については、今のところ、そのようなケースっていうのは該当した職員はいません。

何で2年にしてるかでございますが、いわゆるカリキュラムがある中で、業務等でどうしても出席できないようなものについては翌年度にその研修を受けるという形の中で、2年の猶予というのを設けておまして、2年目の研修でその1年目に受けられなかった研修を受けられないという状況にはしないような形で配慮させていただいております。

○議長（神谷直子） こども未来部長。

○こども未来部長（磯村順司） 結果として、2年を受けなかった場合っていうのは、もともと児童支援員は配置する中で2人っていうのがあるんですけど、その1人は補助でもいいという形になるので、ただその場合、だから受けられなかった人は補助員としか見なされないという形になりますので、支援員としては取り扱えないという話になりますかね、2年か、その後は、またその後受けてしまえばそれでまたなれるとは思いますがけれども、一旦それを過ぎてしまえば補助員扱いになるかと思えます。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 今の話でいくと、支援員としては取り扱わない補助員ということだと、これ給与とか変わってくるんですかね。変わってこないんですかね。そのあたりがよく分からないなっていうのと、先ほど、やっぱり研修がなかなか業務もあると受けるのが難しかったり、カリキュラムもあるっていうようなお話があったんですけど、そうすると研修は業務として取り扱っていただけるのか、どういう形になるんでしょうか。

○議長（神谷直子） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） 業務の中での研修の受講となります。

○議長（神谷直子） 給料のことの答弁漏れがありますけど。

○こども育成G（板倉宏幸） 特に支援員と補助員において、給料の差というものはないです。

○議長（神谷直子） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、これをもって、質疑を終結いたします。

本議案については、福祉文教委員会に付託いたします。

---

○議長（神谷直子） 日程第6 議案第73号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第8回）について、総括質疑を行います。

なお、質疑に当たりましては、ページ数及び款項目節をお示しいただくようお願いいたします。

歳入、歳出を分けて質疑を行います。

初めに、歳入についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） では、補正予算書の歳入ということで、46ページ、15款2項2目介護施設等整備事業費補助金についてお伺いいたします。

介護施設等の大規模修繕に合わせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費に対する交付金で、内示額の単価変更により増額されたものとありますが、どこの施設にどのようなものが導入されるのか、またされたのか、教えていただきたいと思えます。

続きまして、48ページ、20款4項2目講座受講料及び公共施設等使用料収入につきまして、古文書手ほどき講座が中止になった理由及びたかはま夢・未来塾に市がノートパソコンを貸し出した賃借料について、過去も同様に貸し出しをして賃借料を取っていないのか取っていたのかどうか、それから、補正予算で計上された理由についても併せてお答えください。

○介護障がいG（藤 克幸） こちらの介護ロボット導入支援補助金につきましては、まず導入する施設につきましては、特別養護老人ホーム高浜安立荘になります。

導入される内容についてですが、見守りシステムですね、カメラを導入してそこで従業員がすぐに手元の操作で見れるようにというような見守りシステム、あとはそれに伴うネットワーク構築、この2点のシステムを導入する予定でございます。実際、導入なんですけど、令和7年10月27日付で内示が出ておりますので、現在導入中ということで今年度中の導入を見込んでおります。

○議長（神谷直子） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 20款4項について3点御質問をいただきました。

まず1点目、古文書手ほどき講座の中止の理由ということでございますけれども、受講者の募集を行いましたけれども、応募が2名という非常に少ない状況であったというところから開講を取りやめたものでございます。

2点目としまして、公共施設等使用料収入に関しまして、たかはま夢・未来塾の受託者へのパソコンの貸付けということでございますが、これまで貸出ししていたのかということでございますけれども、これまでは貸出しということは行っておりませんので、今回から市のほうのパソコンをお貸しするという形を取っております。

それから3点目、補正、今回の12月補正の理由ということで、両者のほうに該当する御質問なのかどうかということもございますが、古文書手ほどき講座の講座受講については、先ほど申し上げたとおり、開講を取りやめたため。それから、たかはま夢・未来塾事業のパソコンの貸付けについては、賃貸借契約を締結いたしておりますので、賃貸料が納入されたことに伴いまして補正で増額したものでございます。以上でございます。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） では、介護施設等整備事業費補助金について今の御答弁に対してお聞かせいただきたいんですけど、安立荘さんでこれ導入されるってということなんですけど、やはり今のどんなものかっていうのをお聞きすると、多分今そういったものがない施設にとっては必要なものかなと思いました。そういう中で今回のこの補助金っていうのは、この大規模修繕がないともらえない補助金であったのかどうかということをちょっと確認したいなっていうことと、あと、20款4項2目についてお聞きしたいんですけど、古文書手ほどき講座、2名の受講者ということで中止をされたということなんですけど、これ周知方法どのようにされてきたのかということについてお聞きしたいと思います。

それから、ノートパソコンの件なんですけど、賃借料が納入されたってということなんですけど、それであれば当初予算に上がってしかりだと思えますし、契約を令和6年度に行っていれば、もちろん当初予算に上がってるかと思うんですけど、途中から契約をされたんでしょうか。どういうことなのかちょっとそれがよく、補正予算に上がった理由がちょっとよく分かりませんのでお願いします。

○議長（神谷直子） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（藤 克幸） こちら大規模修繕にかかるとありますが、おっしゃるとおり大規模修繕にかかってその中の介護ロボット・ICTの導入支援という形になります。その補助金外の大規模修繕の内容については、たしか、ごめんなさい、今手元に資料がないので、居室の何か修繕を一緒に行って、その中で今の見守りのシステムの導入ということでございます。

○議長（神谷直子） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 2点、御質問いただきました。

まず1点目、古文書手ほどき講座の周知方法ということでございますが、チラシの作成、それからホームページ、それからLINE等で周知を行っております。

それから、2点目、ノートパソコンの賃借料を当初予算に上げるべきではないかという御質問でございますが、パソコンをそもそも市の備品として用意したというところなんですけど、令和7年度の当初予算で市のほうが備品購入の予算を計上しまして、その今年度購入したものを貸付けをしているというところで、貸付期間としましては7月から来年の3月までというところで、年度途中のものでございますので、この12月補正というタイミングで計上させていただいたものでございます。以上です。

○議長（神谷直子） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） これをもって、歳入の質疑を終結いたします。

次に、歳出について質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） よろしく願いいたします。

それでは、補正予算書67ページ、4款1項3目11節の地域医療振興事業の不動産鑑定手数料についてお聞きをいたします。

今回、不動産鑑定を行う場所については、旧刈谷豊田総合病院高浜分院の跡地と説明がありました。旧分院の跡地については豊田会との交渉が続いている最中だとは思いますが、なぜこの時期に不動産鑑定を行うことになったのか。また、その目的と内容についてもお聞かせください。

引き続き、同事業の12節土地分筆登記申請業務委託料についてお伺いいたします。

分筆登記を行う場所については、同様に旧刈谷豊田総合病院高浜分院の境界との説明がありましたが、場所は実際どこなのか。また、予算計上に至った経過、理由についてもお答えください。

○議長（神谷直子） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） では、まず不動産鑑定手数料の御質問からお答えさせていただきます。

医療法人豊田会による病院建物の解体は、地下くいなどの埋設物の一部が存置されたままの状態であることから、現在も豊田会との交渉は継続しております。このまま協議が長期化すれば、市民の貴重な財産の活用が遅れるおそれがあるため、今後の豊田会との協議を見据え、現時点で不動産鑑定評価を実施することとしたものであります。

鑑定内容は、地中埋設物が存置されている現在の状態と、ない場合の2種類の評価を行うもので、将来的に売却賃貸の方法を選択するといたしましても、それぞれの評価額をあらかじめ把握しておくことは必要不可欠であると判断しました。

早期解決を目指し、市民の財産を最大限に生かす観点からも可能な限り多様な選択肢を確保していくことが重要だと考え、補正予算をお願いするものとなります。

続きまして、土地分筆登記申請業務委託料の御質問についてとなります。

今回、分筆登記を行う場所は、平成11年に高浜市立病院の南棟をオープンする際、患者用駐車場として市が借りていた民地になります。今年の8月末に地主さんからの指摘によって、市の構造物、具体的には車両乗入れ用のスロープの一部がこの民地内にかかっていることが判明いたしました。このため速やかに当該スロープを撤去するための見積りを取得しましたが、撤去費用が高額であることも分かりました。地主さんとの協議を重ねた結果、市が測量及び分筆登記を行うのであれば、スロープが残っている部分の土地を無償で譲ってもよいという御提案をいただきました。

検討の結果、撤去費用を負担するよりも、市が土地の測量、分筆登記を行った上で、土地の無償譲渡をしていただいたほうが市にとって有利であると判断いたしまして、予算計上に至りましたので、よろしく申し上げます。

○議長（神谷直子） 2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございました。

それでは、いま一度、不動産鑑定手数料についてであります。これまで豊田会との交渉では、地下くいなどの埋設物の完全撤去を求めていると伺ってききましたが、今後、この方針に変わりはないかということが、まず第1点。

次に、市有財産は市民の皆様の大切な財産であり、その価値を保つためにも現在の状況を重く受け止め、解決に向けて方策を講じていかなければなりません。今後、協議を進めていく中で、金銭による解決といったお話も当然出てくると思われれます。

今回の地中埋設物のあり、なし、それぞれの不動産鑑定を行うということは、つまり市民の大切な財産の価値を知っていただくことを大前提として地下埋設物が残ることによる影響額を見定め、豊田会に求めるという考えがあるということなのかというのが第2点。

そして、現在交渉中なので答弁するのは非常に難しい部分もあるかとは思いますが、今回の鑑定は交渉過程において重要なファクターとなるとお思いますので、交渉の状況及び今後の交渉方針について可能な範囲でお聞かせください。

それと、土地分筆登記申請業務委託料についてであります。予算計上に至った背景や理由はよく分かりました。今回、第三者の土地を市が測量、登記することになるわけですが、その合理性について確認をさせていただきます。以上です。

○議長（神谷直子） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） まず、不動産鑑定手数料の御質問につきまして、御回答させていただきます。

現在も、豊田会に対しましては地中埋設物の完全撤去を求めています。この方針には変更はございません。更地の場合と埋設物が存置されている場合、それぞれについての評価を行うことで埋設物の有無が土地の価値に及ぼす影響やその差額を具体的に把握することが可能となってまいります。鑑定評価により、売却、賃貸、金銭補償などいずれの方法を選択するにしても、多角的に判断する材料として活用できます。

御提案のとおり、金銭による解決も選択肢の一つとして検討しておりますが、詳細な内容につきましては現在も協議中であるため、現時点でのお答えは控えさせていただきたいと思っております。今後、交渉の経過や結果につきましては、改めて説明の機会を設けさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

次に、土地の分筆登記の業務委託料についての御質問ですが、現状におきましては、お借りしていない第三者の土地に市の構造物があるという不法行為の状態となっており、相手方から損害賠償や使用料の請求、構築物の撤去を求められた場合、市はこれに応じなければなりません。一方で、今あるスロープを撤去する際の費用などが測量、登記費用の2倍以上であることが分かりました。地主さんの提案を選択したほうが、高額の撤去費用を支払わずに新たに土地の無償譲渡を受けることができることなど、これらのことを総合的に判断した結果、本業務を市が実施することが最善であると判断しておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（神谷直子） ほかに。

5番、野々山議員。

○5番（野々山 啓） よろしくお願ひいたします。

3点伺います。まずは補正予算書の58、59ページ、3款1項3目障害者自立支援給付事業の障害福祉サービス、障害児サービス、それぞれの増加した主なサービスは何かと、令和6年度決算

に対して令和7年度決算の見込みに対しての増加、どれぐらい伸びているのかについてお聞かせください。

次に、62、63ページ、3款2項3目児童扶養手当等支給事業について、こちらも同じ内容になりますが、増加した主なサービスは何かと、令和6年度決算に対して令和7年度決算の見込みに対しての増加、どれぐらい伸びているのかについてお聞かせください。

最後に、64、65ページの3款3項2目生活保護事業について、今回大きな補正となっておりますが、この要因とあと当初予算の段階ではどのような見込みをされたのか。また、年間の状況を踏まえた上で、段階的、適切に積算されていたのかについて確認をさせていただきたいと思いません。お聞かせください。

○議長（神谷直子） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（藤 克幸） まず、3款1項3目の障害者自立支援給付事業のほうからお答えさせていただきます。

まず、障害福祉サービス等給付費につきまして、増加した主なサービスを申し上げますと、就労継続B型と就労継続A型、グループホームの増加が主なものでございます。その中で最も増加しているのは就労継続B型になりまして、利用者さんの数でいくと令和6年度末と比較して約20名ほどの利用者さんが増えております。給付費にしますと年間で約3,840万円ほどの増で、次に就労継続A型のサービスにつきましては、利用者さんが約10名増になっております。給付費にすると約2,400万円の増で、グループホームにつきましては、利用者さんが約10名増えておりまして、給付費は約2,400万円の増を見込んでおります。

また、その要因といたしましては、最近、精神障害の方の御利用が大変増えております。一般就労を経験された方、もしくは一般就労まではなかなか難しいという方がこういった就労継続の御利用を希望されているのが増えております。また、令和6年度決算との比較になりますが、令和7年度決算の見込みにつきましては、約ですが9%程度伸びる見込みで、現在、今回補正を組ませていただいております。

次に、障害児給付費につきまして、まず、増加した主なサービスにつきましては、放課後等デイサービスと、あと児童発達支援、この2つが増えております。全体の利用日数が増えておりまして、放課後等デイサービスについては6年度と比較しまして利用日数が年間で約2,400日で、児童発達支援については約600日の増を見込んでおります。また、主な要因については、こちら保護者の方からのお子さんに対する療育の機会、あとは回数を増やしたいという希望が増えている背景がございます。令和6年度決算との比較になりますが、令和7年度決算については約12%程度伸びる見込みで今回補正のほうを計上させていただいております。

次に、62、63ページ、3款2項3目児童扶養手当等支給事業につきまして、こちらは児童扶養手当というものが、ひとり親家庭の方への手当の支給になるんですが、主な理由は離婚及び未婚

の関係での申請が多くなっておりまして、この手当の申請者や1人当たりの支給額の増が主な要因となっております。ただ、この2年間ほどは受給者の数はほぼ横ばいでした。ただ、令和6年度末ごろから増えてきております。令和6年度末と比較しまして、約13名ほどの増がございました。ですので、その方たちの増を見込んだ今回補正での計上となっております。また、受給者の方たちの所得ですとか、あとは療育するお子さんの人数によっても支給額は変わってくるんですけども、その受給者1人当たりの支給額が増えてきているというのも要因でございます。最後に、令和6年度決算と比較いたしまして、令和7年度決算については約8%ほど伸びる見込みで補正を計上させていただいております。

○議長（神谷直子） 地域福祉グループ。

○地域福祉G主幹（角谷 権） 3款3項2目の生活保護の増加の要因について、御説明させていただきます。

生活保護費の予算執行状況を踏まえまして考えたところ、受給者が増加しているということもございまして、特に今後の医療扶助が昨年の実績と同様に推移した場合に、今年度末、令和8年3月の医療費の支払いができなくなってしまうということから、補正予算を計上させていただきました。生活保護費の10月までの支払実績と、この10月、11月以降の支払見込額を前年度実績として計算したところ、全体で6,091万5,000円の不足となる見込みとなりました。

受給者の増加につきましては、令和6年度の後半から増加傾向にございまして、6年度中には平均で171.92世帯、232.17人、令和7年度の平均では、182.29世帯、245.29世帯ということで、1世帯13人ほど増加しています。

また、医療費につきましては、心疾患や脳血管疾患及び精神疾患に伴う入院が増えているということになります。当初予算の見込みにつきましては、過去3年間の平均を基に、実績の平均を基に、受給者の増加を見込んで捉えておりますので、おおむね適切に見込んだものと考えております。以上です。

○議長（神谷直子） ほかに。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） では、まず補正予算書の50ページ、2款1項1目人事管理事業及び会計年度任用職員管理事業についてお聞かせいただきます。

人勸により、ここの部分で市長、副市長のこれ期末手当が実際にこれまとめて後ろで三役書いてあるんですけど、それぞれ期末手当が幾らから幾らになるのか。それから、年間の給与額がそれによって幾らから幾らになるのか、市長、副市長それぞれお答えいただきたいと思います。

それから、今回、市長、副市長等、いわゆる三役とか二役について、人勸どおりの期末手当の年間支給率を上げるということとした理由についてお聞かせください。

それから、人勸による職員の人件費、これ総額で幾ら増えるのか。それから、会計年度任用職

員についても幾ら増えるのか、費用の総額についてそれぞれお答えいただきたいのと、今回条例の改正が議案で上がってませんが、補正予算がこれ計上されてるってことになるんですけど、近隣自治体ではこれ補正と条例がセットで上がっているのではないかと思われるんですが、高浜市において補正だけ先に上げている、これはどういう理由でこういう形にされたのか、教えていただきたいと思います。

それから、今、御質問があった58ページ、3款1項3目の障害福祉サービス等給付費及び障害児給付費、それから移動支援サービス費、こちらが例えば障害福祉サービス給付費、10名増えて、ごめんなさい、B型が20名、A型が10名、それからグループホーム10名、結構それぞれ増えてるってことで9%の伸びだっておっしゃったんですけど、結局じゃあ5年度から6年度、これ何%増えてたんでしょうかね。ちょっとその辺がよく分からないです。今年度だけ急に増えたのかどうかっていうのがよく分からないのと、障害児の給付費、こちらについてもこれ2つとも毎年すごい補正やってるんですよ。ひどい時は2回ぐらい補正やってるんですよ。何でこういうちょっと予算計上したのかということについて詳しくちょっと聞きたいので、こちらも放課後デイが2,400日、それから児童発達支援600日、12%伸びてるっておっしゃったんですけど、じゃあ実際、5年度から6年度どれぐらい増えてるのか、増加率、それについても教えていただきたいのと…

○議長（神谷直子） ちょっとここで切っていいですか。

答弁を求めます。

秘書人事グループ。

○秘書人事G（京極昌彦） まず今回の、2款1項1目の総務管理費のまず市長、副市長の期末手当の影響額につきまして、まず市長につきましては、9月9日の就任であるため、賞与額が本来払う満額の30%の支給になっておりまして、そちらでの差額を申し上げますと、1万9,836円、こちらが満額だった場合は6万6,120円の差額が発生する予定でございます。副市長につきましては、5万4,955円が増額となります。

年収につきまして、市長の場合、満額でお答えさせていただきますと、本来満額で払う場合がありますと、改正前は1,505万6,280円、これが改正後1,557万2,400円で、副市長につきましては、改正前が1,288万7,895円が改正後1,294万2,850円となります。

続きまして、人勸による影響額でございます。

まず職員の影響額につきましては、約4,200万円が人勸分の増額分となります。会計年度につきましては、約1,000万程度が人勸による影響額でございます。

続きまして、議案を今回上げた理由といたしましては、基本的に一般職、特別職どちらにつきましても人事院勧告に基づき、国との均衡を図るために条例を改正しております。

続いて、最後質問がありました条例と補正がなぜ別々のタイミングになったかというところで、今回8月に人事院勧告が出たタイミングで条例改正及び補正予算の策定の準備を進めておりまし

た。補正につきましては人勸に対応するという予定で今回上げさせていただきましたが、条例につきましては最終的に閣議決定をされたのが11月11日になりまして、本来初日で一緒に上げたかったんですけども、11月11日の人事院勧告が出たタイミングでは最初の日の上程が間に合わないということで、今回最終日の上程を予定しているところでございます。以上となります。

○議長（神谷直子） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（藤 克幸） それでは、3款1項3目の障害者自立支援給付事業についてでございます。

まず、御質問ありました5年度から6年度の伸びについてですが、まず障害福祉サービス等給付費については、14.2%になります。次に、障害児の給付費については22.3%になります。

御質問にあった予算計上のやり方になるんですが、こちらは予算特別委員会のほうでもお答えさせていただいておりますが、当初予算は前々年度の下半期と前年度の上半期の実績にて積算しております。

○議長（神谷直子） ほかに。

〔「答弁漏れ」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 答弁漏れ。

〔「移動支援サービス費について」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 移動支援サービス費。

介護障がいグループ。

○介護障がいG（藤 克幸） 移動支援につきましては、令和5年度から6年度は7%の伸びになっております。

○議長（神谷直子） 倉田議員。では、1回目の続きをお願いします。

○13番（倉田利奈） 1回目の続きということで、62ページの3款2項3目児童扶養手当等支給事業なんですけど、これが先ほどから13名の増で8%の伸びということで、いわゆる受給者が伸びたことは分かるんですけど、そうすると、これ受給者分が幾らで、手当の改定分、これが幾らになるんでしょうか。それちょっとお聞きしたいのと、それからこれ改正が行われることで手当額の改正分が増額してるかと思うんですけど、これいつこういう改正になりますよっていうのが、多分私たち一般人よりも先に情報入ってると思うんですけど、これいつ分かったんでしょうか。教えていただきたいと思います。

それから、次、3款3項2目、64ページの生活保護費なんですけど、先ほどいろいろ御答弁があったんですけど、6,000万円以上も増えてるんですね、今回。ちょっとあまりにも大きいということで、過去3年間の平均の実績っておっしゃったんですけど、過去3年間の平均で増加率、これについて教えていただきたいと思います。平均ではなくて増加率をお願いします。

それから、66ページ、4款1項3目の不動産鑑定手数料及び繰越明許について、これ合わせて

繰越明許もお聞かせいただきたいんですが、今、抜いてもらうという方針を変えたわけではないという御答弁があったんですけど、それであれば、なぜ、抜いてもらう方針であるんだったら、なぜそれをわざわざ土地の鑑定をするのかっていうのが私ちょっと理解できなくて、鑑定するっていうことは、これくい存置を認めたっていうことにもなりかねないんですよね。そのあたり、私は、存置と認めたことにならないのかということについて、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、これまでの御答弁で、現況が詳細に分かっていないということで、何か文書のやり取りをしたっていう御答弁があったんですけど、そうすると、くいがこれ何本、どこに何メートルの物が埋まっているのかということが分からなければ、これ鑑定できないと思うんですけど、これ図面が出てきたのかどうなのか、ちょっとこれ今まで分からない状況だったんですけど、どうやってこれくいの現状が詳細に分かるのでしょうか。これ詳細に分からなければ鑑定もできないと思うので、そのあたりについて教えていただきたいと思います。

それから、今回、土地の鑑定をするっていうことになるんですけど、この土地自体、現在豊田会から市に返されてる状態なんですか。どういう状態なのか教えていただきたいと思います。

それから、今、早期解決を目指しと言いながら、もうすぐこの12月終わっちゃうと豊田会が工事中断してからもう2年になるんですけど、2年になるのにこうやってわざわざ補正でやるってことは、これ跡地活用、これ決まったっていうことなんですか。そこについてもお答えいただきたいと思います。それから、繰越明許、今回出てるんですけど、これ繰越明許をしなければならぬという理由についても併せてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（神谷直子）　そこで切ってもいいですか。

○13番（倉田利奈）　はい。

○議長（神谷直子）　答弁をお願いします。

介護障がいグループ。

○介護障がいG（藤 克幸）　では、62ページ、63ページ、3款2項3目の児童扶養手当等支給事業についてです。

受給者1人当たりの手当額につきましては、こちらがその方の所得によって金額が変わってきます。その所得が、例えば全部支給と一部支給というものがあるんですけども、全部支給は文字どおり全額支給となります。こちらが、第1子につきましては4万6,690円、第2子以降については1万1000円で30円になります。ただ、ここからその方の所得によって一部手当が減額という形になるんですが、これについてはその方の所得によって何円単位で金額が決まっておりますので、この段階で、例えば全額支給以外の一部支給の金額はちょっとお答えができません。

こちらいつ改正があるのかということなんですけど、こちら国のほうが物価スライドのものを計算してそこで手当額を改正するかどうかを決める形になりますが、これについては毎年明け以

降に国のほうから通知が来て、それに伴って4月以降の金額を改定するという形になります。ただ、これは毎年必ず行われるかというところではなくて、物価スライドで差が出たというときに国のほうから通知が来ますので、毎年改正が行われるわけではございません。

○議長（神谷直子） 地域福祉グループ。

○地域福祉G主幹（角谷 権） 3款3項2目の生活保護費の増加について御説明いたします。

過去3年間の増加率ということですが、医療扶助のみではちょっと捉えておりませんで、保護費全体で考えますと、約1.5%の増となっております。今回の6,000万の補正というのは、ちょっとイレギュラーなことだと考えております。以上です。

○議長（神谷直子） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） まず、くいの関係についてお答えをさせていただきたいと思っております。

医療法人豊田会に対しましては、地中埋設物の一覧や完全撤去によって生じるリスクの具体的な内容などを示していただくように今までも求めてまいりました。いまだ詳細な回答はいただいてはいませんでしたが、今回見積りに必要になるような地中埋設物のくいや、くい以外の構造物の数量及び位置につきましては、これらの情報をいただくことができましたので、実際に図面等はございませんがこちらを基にし、行っております。

そして、旧高浜分院の跡地の利活用につきましてですが、これは繰り返しの答弁になりますが、現段階では市としても利用する計画がないことから、引き続き賃貸または売却する方向で検討しております。

あと、土地は返却された状態になるかというお話ではありますが、こちらにつきましては、実際に無償貸与期間も含めてになりますが、市民の重要な財産でありますこの土地を最大限に保つための合理解決を今協議をしている最中でありまして、お互いの認識のほうに多少のずれはありますが、合意に向けた協議を引き続き継続しております。

あと、繰越明許のほうの理由といたしまして、まずこの委託期間、こちら土地の分筆登記になるんですが、事前に公益社団法人の土地家屋調査士協会に確認をさせていただいております。それと並行して本市での分筆登記の委託期間を調べてまいりましたら、多くが4か月または5か月程度でございました。境界の立会いであったり、測量、書類の作成、申請手続について標準的な期間だと考えております。加えまして、予算が御議決後に契約事務に着手するとしても完了が5月中旬ぐらいになるだろうということで、繰越明許のほうをお願いさせていただいております。

今回、鑑定評価の補正予算をお願いさせていただきましたのは、いろいろな選択肢がある中で先方のほうから最終的に金銭による代償措置等の提案が発生するかもしれないだろうと。これ一般的な交渉ごととして十分考えられる範囲の中で、実際にその差額が妥当、差額とか提案された金額が妥当であるかっていうのは、あらかじめ持つておく必要があるかなと思ひまして、今回鑑定評価をさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 土地分筆登記申請業務委託料についてお聞きいたします。

○議長（神谷直子） 続きですか。

○13番（倉田利奈） まだ1回目です。

○議長（神谷直子） 土地分筆、そっちに行くんですね。はい、すいません。どうぞ。

○13番（倉田利奈） よろしいですか。1回目。

○議長（神谷直子） 1回目の続きですね。はい、どうぞ。

○13番（倉田利奈） 先ほどの御答弁でなぜこういうふうに変更に発生したかっていうことは御説明があったんですけど、この段階で早期にやらないといけない、多分補正予算で出てるっていうことは来年度の当初予算ではなくてあえてこの補正予算でやるってことになると思いますので、その理由についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、次、10款2項2目の庁用器具費について、これ10款2項1目の庁用器具費との違いについて教えていただきたいと思います。

とりあえず1回目、そこをお願いいたします。

○議長（神谷直子） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） 医療法人豊田会との交渉内容はすぐに話がまとまるような内容ではなくて、お互いに合意に向けて現在の協議を交渉を継続しているという状況であります。

〔不規則発言あり〕

○議長（神谷直子） 分筆理由ですよ。大丈夫ですか。

先に小学校のほうのいいですか。そちらの答弁をお願いします。

学校経営グループ。

○学校経営G（清水 健） 10款2項2目の小学校教育振興事業の庁用器具費と10款2項1目の小学校維持管理事業の庁用器具費の違いでございますが、小学校教育振興事業で計上している庁用器具費は主に授業で使用する教材について計上しております。一方で、小学校維持管理事業で計上している庁用器具費は、学校運営上、必要な管理用の備品について計上しております。以上でございます。

○議長（神谷直子） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） 申し訳ありませんでした。

補正予算をお願いさせていただきましたのは、地主様のほうからの早期の解決を求められているところから補正予算をお願いしております。よろしく申し上げます。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） では、2回目お聞きいたします。

48ページの20款4項、ごめんなさい。失礼しました。間違えました。

50ページの2款1項1目の人事管理事業のほうなんですけど、これ先ほど市長、副市長が結局幾らに、期末手当が幾らになったかっていうのはおっしゃっていただいたんですけど、人勧前、この人勧がなければ幾らだったのかっていうところがちょっと御答弁がなかったので、幾らから幾らになったのかっていうとこをまずお聞きしたかったのと、あと、人勧を今回国から出たから上げることにしたって言ったんですけど、別にこれ上げなくてもいいわけなんですね。人勧どおりにしなきゃいけないっていうそういった決まりはないわけなんで、なぜそれを人勧どおりに上げたのか、特に市長、副市長のあたり、なぜ人勧どおりに上げたのかについては、ちょっとこれは補足していただきたいなと思っております。

それから、62ページの3款2項3目の児童扶養手当等の支給事業なんですけど、これ受給者分が幾らで手当額の改定分が幾らか。これは多分、分かってみえるかなと思うんですけど、そこの御答弁がなかったのと、これってこの手当の改正分というのはこれ11月の改正のものではないんですか。違うんでしょうか。そこが先ほどのちょっと御答弁だとよく、その11月の改正分じゃないのかなって思ったんですけど、そこのあたりがよく分からなかったので教えていただきたいと思います。

ごめんなさい、先ほどの2款1項1目で人事管理費のほうなんですけど、これ11月11日の閣議決定で間に合わなかったっていうお話があったんですけど、これ近隣市、多分西尾市さんとか幸田さんは組合との協議とか団体交渉とかそういうのがあるもんだから合意を取るということで、どうも最終日に同時で上げるみたいなんですけど、あとのところは多分ほとんどみんな初日に上程されてるのに、何で高浜だけ間に合わないのかっていうのがよく分からないので、そこの御説明もいただきたいと思います。

それから、4款1項3目の不動産鑑定手数料についてお聞きしたいんですけど、先ほどからの早期解決を目指すっていうお言葉が出てるんですけど、早期解決を目指して、これ市長とか副市長が理事とか役員になってるってことで、出て行って、以前の答弁だと文書のみやり取りと言ったんですけど、市長代わられてそこのあたりの方針も変わられたんでしょうか、どうなんでしょうか。

それから、先ほどから私が何で土地の鑑定をこの段階でするかかっていうのがいまだに理解できないんですけど、金銭による解決が発生するかもしれないっていう御答弁が先ほどあったかと思うんですけど、私はとりあえず、くいを抜くという方針であれば逆にこれは出さないほうがいいと思ってますし、それを出すことのほうが私は不利に働くんじゃないかなと思うんですけど、もし…

○議長（神谷直子） 質問を…

○13番（倉田利奈） 金銭による解決が発生すればよいついていうのであれば、それからそういう話が出てきてからすればいいと思うんですけど、そういった話が出てるんでしょうか、出ていな

いんでしょうか。

○議長（神谷直子） 御意見じゃなくて、質疑をお願いします。

○13番（倉田利奈） 聞いてます。だからそういう話が出ているのか、出てないのかって聞いております。

○議長（神谷直子） だから質疑だけでお願いします。

○13番（倉田利奈） それから、先ほどの御答弁で、くいとかくい以外の情報等について地中埋設物の情報をいただけたというお話がありました。これまでとすごく変わってきたなと思うんですけど、これはどういったもので情報をいただけたんでしょうか。設計図なのか、その地中埋設物を調査した何か調査結果なのか、多分口約束ではあり得ないので、どういう形でそれをこちらが確認できたのか、教えていただきたいと思います。

○議長（神谷直子） 一回、そこで切ってもいいですか。

はい。健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） 二役のほうが直接出向いて交渉してはというような御意見だったのかなと思いますが、ただいま豊田会との交渉につきましては、市の重要な財産に関する内容であることから、令和6年5月から口頭ではなく文書による交渉、協議のほうに切り替えておりますので、現段階では豊田会との直接お会いして交渉することは考えてはいませんので、よろしく願いいたします。

あと、いろいろお話、御質問いただきましたが、相手方とは現在も交渉を継続している最中で、現段階において詳細の内容を回答することについては控えさせていただけたらと思います。

3点目の今回の不動産鑑定につきましては詳細につきましては、先ほどの答弁でもありましたが、豊田会からの回答の中で、ある程度の数値、数量、位置が分かるものをいただきましたので、それに基づいて見積りを出させていただいております。

○議長（神谷直子） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（京極昌彦） まず、市長、副市長の期末手当の改正前と改正後の金額につきまして、まず市長につきまして、今年度、先ほど申し上げましたが、9月9日就任でございますので実額といたしましては12月改正前でしたら68万4,342円、こちらが改正後70万4,178円となります。こちらが満額だった場合ですと、改正前は228万1,140円、こちらが改正後だと234万7,260円となります。副市長につきましては、改正前は189万5,948円、こちらが改正後195万903円となります。

続きまして、人勸に倣って特別職の条例をなぜ行う必要があるのかというところで、先ほども答弁させていただきましたが、こちらにつきましては国との均衡を図るために特別職においても人事院勧告に基づき、条例を改正することとさせていただきたいと考えております。

続いて、今回の条例を上げるタイミングで、西尾、幸田、高浜だけが最終日ということで、各市、ほかの市が初日に上げているということにつきまして、一応、今回8月に人事院勧告が出た

んですけれども、その後、内閣が変わるってところがありまして、愛知県のほうからその人事院勧告が確実に決定するかどうかまだ確定ではないので、その条例に上げるのは慎重に行うようにということは通知がございました。ある程度内閣で閣議決定がされますと、その後法令が上程されていく流れとなりますので、本市としては人事院勧告が出た後に内閣が閣議決定をするのを待って条例を上げさせていただきたいと考えておりましたので、今回このような最終日の上程とさせていただきます。以上となります。

○議長（神谷直子） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） 先ほどの御答弁について少し補足というか、付け加えさせてください。

御質問のありました市長、副市長さんのほうの方針、豊田会に対する方針は変わったか、そして、あと金銭交渉等の話が持ち上がっているかどうか、そして地中埋設物の詳細について先方からの回答なのかというような部分の御質問もあったかと思いますが、これは総じて、大変申し訳ありませんが、現在も協議が継続している最中でございますので、今この段階での回答をさせていただくことは控えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（神谷直子） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（藤 克幸） 3款2項3目の児童扶養手当等支給事業についてですが、先ほど議員おっしゃるとおり、改正分のところも今回の増額の要因となっております。ただ、この令和7年度の改正については約2.7%の増額というところで、それも影響があるんですが、先ほど答弁で約8%の伸びの見込みという答弁をさせていただきました。残りの約5%については、やはりちょっと原因は分からないんですが、この6年度末からこの7年度、現在にかけて、受給者数が伸びてきたということが一番の主な要因でございます。

○議長（神谷直子） では、13番、倉田議員、続きをお願いします。

○13番（倉田利奈） 答弁漏れ、ちょっと1件いいですか、お願いして。

今の答弁なんですが、私、受給者分がこれ幾らで、手当額の改定分が幾らなのかっていうのを最初にお聞きしてたんですけど、そこは御答弁がないのかどうかっていうところと、あと2回目の続きもいいですか。

○議長（神谷直子） はい、どうぞ。

○13番（倉田利奈） 先ほど旧豊田会のくいの件なんですけど、土地自体、私が豊田会から市に返せる状態なのかっていうところに対して、合意に向けた協議をしていくという御答弁があったんですけど、ということは現状としては市は返されているという認識ではないということではなかったのかっていう、そこの確認をしたいと思っております。

○議長（神谷直子） 答弁を求めます。

健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） 豊田会から返却、返還、明渡しを受けているかという御質問だと思いますが、そちらにつきましては、私どもとしては、もともとの交渉の内容が地中埋設物の完全撤去を求めての交渉ということで進めておりますので、私どものほうとしては、返還されたという認識はございませんので、よろしくをお願いします。

○議長（神谷直子） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（藤 克幸） すいません。児童扶養手当等支給事業なんですけど、今回補正額約1,000万ほどさせていただいているんですけど、そのうちの改正分に係るものについては、おおよそですが300万円程度で、受給者の増に伴うものが約700万円程度というような試算をしております。

○議長（神谷直子） これをもって、質疑を終結いたします。

本議案については、各常任委員会に付託いたします。

---

○議長（神谷直子） 日程第7 議案第74号 令和7年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）について、総括質疑を行います。

質疑の通告はありませんでしたので、これにて質疑を終結いたします。

本議案については、総務建設委員会に付託いたします。

---

○議長（神谷直子） 日程第8 議案第75号 令和7年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第4回）について、総括質疑を行います。

なお、質疑に当たりましては、ページ数及び款項目節をお示しいただくようお願いいたします。

歳入、歳出を分けて質疑を行います。

初めに歳入について質疑を行います。

質疑の通告はありませんでしたので、これにて歳入の質疑を終結いたします。

次に、歳出についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） すいません、今って介護保険のほうでしょうか。

○議長（神谷直子） はい、介護保険です。

○13番（倉田利奈） 私、国保のほうもこれ通告してあったと思うんですけど。

○議長（神谷直子） 総務なので、取り消しを。

○13番（倉田利奈） ごめんなさい。失礼いたしました。

116ページの2款2項1目から3目、5目についてお聞かせいただきます。

介護予防サービス事業、介護予防福祉用具購入費、介護予防サービス計画給付費について、こ

れ当初予算、これどのように計上したのかということと、なぜ実績見込みが増えることになったのか、検証結果をお知らせください。

○議長（神谷直子） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（藤 克幸） まず当初予算の見込みなんです、こちらについては前年度の実績見込みを基に次年度の当初予算を計上をしております。

今回、こちら増額した主な理由でございますが、これ全体的な話なんです、介護予防、いわゆる要支援の方の御利用が最近増えております。これに伴って、今回補正ですね、介護予防サービス給付事業、あとは予防に係る福祉用具購入、それに係る計画というのが増になっておるんですが、特に福祉用具の購入等になりますと、件数だけでいきますと、当初ほど、当初の見込みの件数よりも10件から20件ほど見込みが多くなっております。その関係で予防の関係の福祉用具につきましても、介護予防サービス給付につきましても増額を今回補正で計上させていただいたということでございます。

○議長（神谷直子） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） これをもって、質疑を終結いたします。

本議案については、福祉文教委員会に付託いたします。

---

○議長（神谷直子） 日程第9 議案第76号から議案第78号までを一括議題として、総括質疑を行います。

質疑の通告はありませんでしたので、これにて質疑を終結いたします。

各議案については、総務建設委員会に付託いたします。

---

○議長（神谷直子） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

常任委員会の開催により、12月6日から12月16日までを休会としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、12月6日から12月16日までを休会とすることに決定いたしました。

再開は、12月17日、午前10時であります。

本日は、これをもって散会いたします。御協力ありがとうございました。

午前11時30分散会